

Premium Support Ticket

利用開始

10月1日処から 利用できます

利用できる店舗

紙とデジタルで利用できる店舗が異なります。 詳しくはチラシ中面をご覧ください。

プレミアム率

50%のプレミアム

1セット:**7,500円分**の商品券を**5,000円**で販売 (全店共通券が3.000円分、小規模店専用券が4.500円分)

LINE

↑↑ こちらから **↑**↑

販売方法

スマートフォンで上記のQRコードを読み込み、販売開始になりましたら希望 するセット数を購入ください。売り切れ次第終了になります。

※紙の応援券の第2弾販売はありません。

販売金額

1~4セットでの販売 (販売金額 5,000円、10,000円、15,000円、20,000円)

利用単位

1円単位

支払方法

クレジットカードでのお支払い

販売開始

10月1日(火)9:00~販売開始 ※無くなり次第終了

購入場所

各自スマートフォンで購入ください。

※詳しくは裏面をご覧ください。

スタンプラリー

500円以上の買い物で参加できます。 ※第1弾で配布したハガキをご利用ください。

注 意 事 項

- 1、応援券は再発行できません。盗難、紛失、滅失または偽造、模造等に対して、 伊達市商工会広域連携協議会は責任を負いません。
- 加盟店舗において、有効期限 令和7年1月9日休までご利用頂けます。 期限を過ぎた場合は無効となります。
- 3、応援券の交換又は売買、現金との引き換えはできません。また、お釣りは出ません。
- 4、応援券裏面の右上枠に加盟店舗印のある応援券は、使用できません。
- 5、応援券は転売禁止です。
- 6、偽造しての使用は禁止です。偽造が発覚した場合には警察へ通報します。

応援券利用 有効期限

育相 1月9日のまで

販売対象者

伊達市在住及び 伊達市内在勤者



- ●振込手数料、水道料金、電気料金などの支払い
- ●商品券、ビール券、酒券、図書券、切手、郵便はがき、印紙、 プリペイドカード、乗車券等の換金性の高いものの購入
- ●不動産、自動車等の資産価値の高い商品の購入
- ●たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号) 第2条第1項 第3号に規定する製造たばこの購入
- ■風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和) 23年法律第122号)第2条第5項に規定する営業に係る支払い
- ●現金との換金、金融機関への預け入れ
- ●各加盟店舗が利用対象外として指定する商品
- ■国税、地方税、使用料等の公租公課
- ●その他、市及び主催団体が適当でないと認めたもの

問合せ先:伊達市プレミアム応援券コールセンター **☎0570-012-523**

伊達市商工会広域連携協議会(伊達市商工会/保原町商工会)